

ねんきんコーナー

国民年金保険料の前納割引制度
について

◆保険料の前納制度とは

国民年金には、一定期間の保険料をあらかじめ納付できる仕組みがあります。これを保険料の前納制度といい、現金払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

下記の表のように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

◆現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせずに任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月の6ヵ月前納の申込期間は、4

月1日～5月1日です。

◆口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分または6ヵ月分の保険料を前納すると、現金払いでの前納の場合よりもさらに割引されます。

口座振替による保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月の6ヵ月前納の申込期限は2月末日、10月～3月分の6ヵ月前納の申込期限は8月末日となっています。

◆口座振替の早割

通常の口座振替の場合には、月の保険料は翌月末に引き落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1ヵ月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引き落とされます。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

◆平成24年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (現金納付・翌月末の口座振替)	14,980円	—	89,880円	—	179,760円	—
毎月振替【早割】 (当月末の口座振替)	14,930円	50円	89,580円	300円	179,160円	600円
6ヵ月前納	(現金納付)	—	89,150円	730円	178,300円	1,460円
	(口座振替)	—	88,860円	1,020円	177,720円	2,040円
1年前納	(現金納付)	—	—	—	176,570円	3,190円
	(口座振替)	—	—	—	175,990円	3,770円

◆前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されます。

なお、保険料の前納額の告示では、年度の途中で資格喪失する人についても、それぞれの資格喪失月に応じた前納額が示されています。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616 (直通)